

# 私が考える「生活再建支援」

～プロフェッションとしての存在意義と新しい司法書士像を探して～

副会長 梅垣 晃一  
(鹿児島会)

## 1. はじめに

本年度、全青司は、司法アクセス推進委員会と消費者問題対策委員会を統合して、「生活再建支援推進委員会」を創設した。これは、旧司法アクセス推進委員会においては、労働トラブル110番やホットライン事業等を通じて、労働事件や市民間のトラブルを中心にして裁判事件に関する取り組みを行ってきたのに対して、旧消費者問題対策委員会においては、貸金業者対策や悪質な事業者に対する消費者取引被害の救済を中心にして裁判事件の取り組みを行ってきたものであるところ、両委員会ともに当事者の権利を回復させ市民生活の再生を図ることに主眼のある委員会であったこと、争訟性の極めて高い事案に対する取り組みであったこと、それゆえに、それらの事案に関する専門性の高い人材もある程度共通していたことから、本年度に委員会を統合し、消費者問題(特にクレジット被害)に最先端の取り組みを行っている森田裕一委員長(群馬会)を中心にして、活動を始めたものである。

ただし、その委員会活動の在り方は、まだ白紙状態であり、これまでに各委員会が行ってきた前記活動に加えて、両委員会のメンバーのコラボレーションによりどのような付加価値のある活動ができるかはわれわれの創意工夫と努力にかかってくる。

そこで、本稿では、「生活再建支援」の在り方を、どのようなものとして理解し、どのような活動を実践していくべきかについて、私見として一つの提案を行い、今後の議論の端緒とさせていただきたい。

## 2. 生活再建支援の内実とは

法律用語としての「生活再建支援」とは、これまで、自然災害により被災した世帯に対する金銭給付等を目的とする「被災者生活再建支援法」の中で使われてきた用語にすぎないものと思われる。これに対して、全青司の考える「生活再建支援」とは、自然災害による被害回復の場面だけを念頭に置いているものではなく、経済的又は社会的にさまざまなダメージを負った市民又は正当な権利を制限されている市民に対する救援の場を広く念頭におき、そのような市民のために法律家が行うべき経済的又は社会的な生活の再建支援又は権利の回復のための当事者支援の一切をいうのだと私は理解している。

そのような定義のもとで、生活再建支援の実践とは、どういう活動かについて、以下に断片的にはあるが私見を述べてみたい。

### (1) 市民の法的支援のニーズ及びその背後にある問題にひたすら寄り添う

当たり前であるが、市民の求める法的支援のニーズにひたすら寄り添っていくことが第一である。たとえば、債務整理の相談を受けたときに、「破産の申立」とか、「任意整理」とか、事件の解決に向けて動き出すことは法律実務家として当然のことであるが、そのような事態に至った経緯に寄り添い(これには、本人の気持ちに対して共感する、あるいは、本人の置かれた境遇を想像するという意味と、そのうえで問題の所在を理解するという意味があると考え)、法的な支援ニーズがどこに存在しているのか、潜在しているのかについて推察しながら、当事者のために最適な法的支援(及び、法的ではない支援)の在り方を検討していかなければならないだろう。

### (2) インテークの重要性

(1)と関連するが、ソーシャルワークで言われるところの「インテーク」の部分の重要性を、法律実務家が十分に認識する必要があるであろう。「インテーク」とは、相談者がどういふ相談内容を抱えていて、その主訴の背景にある問題は何かを明らかにするために、相談を受ける者が積極的、能動的に働きかけることを目的とする聞き取りや面談などの一連の過程を言うとき一般に言われている。日々の法律相談活動を、そのようなインテーク(面接)として位置づけ、意識することにより、上記(1)に掲げたような、相談者本人に寄り添う活動ができるのではないだろうか。

### (3) 広範な専門性を融合させる

生活再建支援に必要な法的支援の分野は、当然に、広範にわたるであろう。

主に、破産法分野(破産法、民事再生法、貸金業法等)、消費者保護法分野(消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法)、労働法分野(労働基準法、労働契約法)、生活保護法分野(生活保護法、生活困窮者自立支援法)がその

中心となると思われるが、例えば、破産法分野に関してはこれまでに積み重ねられてきた判例法を十分に駆使することが前提として必要になるし、労働法分野に関しては労働保険法分野(雇用保険、労災保険)や年金保険制度(障害・老齢年金等)に関する知識を併せて提供しないと、本来の生活再建支援の目的が達成できないことがままある。

消費者保護立法、労働者保護立法、福祉立法とその運用、年金等の最先端の知識が要求され、これらを前提としたところに最適な当事者支援の在り方がみえてくるところに、生活再建支援の特徴があると考ええる。

#### (4) 法的支援ネットワークを形成する

上記のとおり広範な知識は、到底、一人の法律実務家ではないうるものではない。そこで、法的支援を実践するための専門家のネットワーク又は連携というものが必要となる。

ただし、ここで留意すべきなのは、その「連携」の意味である。連携という名のもとに、たとえば、法律実務家がインテークした事案を福祉の専門家やそれぞれの分野の専門家に対する「下請け」のような形で依頼者を送り出してしまったのでは、それはアウトソーシングであり、連携ではない。

専門職相互が、互いに知識を出し合って、最適な当事者支援に結びつけていくことこそ重要である。そのためにも、それぞれの専門職が知恵を出しあう前提として、他の分野に関しても一定以上の理解や経験を共有する仲間の緊密なつながりが必要となる。その意味では、司法書士にも、一定レベルのジェネラリスト(医療の分野でいうところの「専門医」に対する概念としての「総合医」の意味)としての資質を備えることが必要であろうと思うし、そのための努力を各司法書士が行わなければならないのは当然であろう。

### 3. 突きつけられている現実の課題

本稿を執筆している最中、千葉県内においてヤミ金などに借金があり生活に困窮して家賃を滞納し、公営住宅から強制退去をさせられる当日に、13才の娘を殺害したとして起訴された母親のニュースが全国で報道された。

事件の背後関係がどうであったかについては分からないが、報道されている事実関係が真実だったとして、どうしてこのような悲劇が、今でも(事件のあったのは、2014年9月のことである。)繰り返されているのかと思うと、ひたすらに悲しい。それと同時に、私たちが、繰り返し「債務の問題は

必ず解決できる」、とか、「命を取られる前に生活保護をとうろう」、とスローガンを作って呼びかけ、活動してきたことが、まだまだ、本当の意味でそれを必要としている市民に届いていないのだ、という現実の課題を突き付けられる。

反省しなければならないのは、まずは、私たち法律実務家の呼びかけが届いていない、という点である。「苦しい立場にある市民にほど情報提供や呼びかけが届きにくい」という当たり前の現実の課題を深く認識して、市民へのアウトリーチを充実させるために今後何をなしていかなければならないかを考えなければならない。

その上で、本事案でいえば、ヤミ金の処理の対応はもちろんのこと、相談者及び家族が生活を再建させるために必要な情報の提供(それは、生活保護の申請であったり、生活保護に至らない場合においても、生活困窮者の支援のための制度の活用であったり、その他の社会保険制度であったりしたはずである。)や、ヤミ金からの取り立てにより疲弊した心身のサポートをしていくことが出来たはずであり、また、本人が最も悩んでいたと思われる公営住宅の立ち退き期限についても、そうした支援を前提に管理者との交渉をするなども考えられたはずである。

地元市長が、このような悲劇を絶対に繰り返さないと宣言していたが、そのために、我々法律実務家が行うべき責務は、大きい。

生活再建支援の在り方が、このような悲劇を二度と繰り返さない手段として今後生かされるために、さらに議論をつくし、全国津々浦々に存在する司法書士がそれを実践することを願う。

### 4. 新しい司法書士像の探求

上記のとおり、生活再建支援に関する司法書士の取り組みは、その内容は広範に及び、プロフェッションとしての司法書士の存在意義を、再構成することとなろうかと思う。全青司は、いつの時代においても、「司法書士のあるべき像」を、現行法の枠組みから演繹的に論ずるのではなく、市民から託された膨大な法的需要に基づいて、それに応じるための司法書士像を築いてきた。これからも、それは同じことであろうと思う。

この新しい委員会から提案することになるであろう生活再建支援の取り組みが新しい司法書士像を構成していくことに期待を寄せていきたい。